

受験番号

平成27年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

# 専門科目

憲 法	1
民 法	2
商 法	3
民事訴訟法	4
国 際 法	5
租 税 法	6
知的財産法	7
社会保障法	8



# [ 憲 法 ]

以下の第1問と第2問を共に解答しなさい。

## 第1問

「政教分離原則の合憲性判断テストは目的・効果基準が妥当であり、津地鎮祭事件最高裁判決（最高裁判所大法廷昭和52年7月13日判決）反対意見のように、これを比較的厳格に適用するのが適切である」という説は妥当であるか、論じなさい。

第2問 次の(1)または(2)から一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

(1) 内閣総理大臣の訴追について、本人の同意が必要かについて論じなさい。

(2) 「プライバシー権」は日本国憲法によって保障されているかを論じなさい。もし、保障されているのであれば、その中身はどのようなものであるかにも言及しなさい。

## [ 民 法 ]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。

### [第1問]

履行補助者の行為によって債権者に損害が発生したときの債務者の損害賠償責任について、従来の伝統的通説の内容を明示したうえで、その問題点を指摘し、さらに近時の有力説のいずれかの立場を説明しなさい。

### [第2問]

A社は、勧誘外交員を使用して一般人を勧誘し、健康食品の販売を業として行っていた。Yは、A社の勧誘外交員として、A社の甲出張所長の肩書で、事実行為としての勧誘行為を行ってきた。しかし、顧客との売買契約はA社の従業員が行うこととなっており、YがA社を代理して契約を締結することはなかった。

しばらくして、Yは、健康を害してしまったために、自ら勧誘行為を行うことは止め、息子のBに、その一切をゆだねるようになった。Yは、Bが勧誘行為を行うために必要となるものを、自らの実印などを含めて全てBに預けていた。しばらくして、自らの資金繰りに困ったBは、Xから1000万円を借りる契約を結ぶこととなった。その際、Bは、Yの実印を使用し、Yを代理して、YがBの貸付債務の連帯保証人となる旨の連帯保証契約をXと締結した。

その後、Bからの返済が滞ったため、Xは、Yに対して連帯保証債務の履行請求を行った。Yは、自らはこの連帯保証契約に一切関知せず、Bが勝手に行ったものであるとして、履行を拒んだ。そのため、Xは、民法110条に基づいて、Yに対して責任を追及した。

以上の事実のもと、XのYに対する請求が認められるか否かについて、この問題についての判例の立場とそれに対する批判説の立場をそれぞれ明示したうえで論じなさい。

## [ 商 法 ]

### [第1問]

公開会社であるX株式会社（以下、「X社」とする。）の代表取締役Yが、X社の取締役会決議を経ることなく、X社を代表して、Z社に対してX社の重要な財産の処分を行った（以下、「本件処分行為」とする）。本件処分行為の効力を論じなさい。

### [第2問]

公開会社でない会社において、株主総会の決議を経ずに新株の発行がなされた場合の効力について論じなさい。

## [ 民事訴訟法 ]

次の【事例】を読んで、後の設問すべてに答えなさい。

### 【事例】

XはYに弁済期を1年後として1000万円を貸し付けた。その際、Zを保証人としていた。

弁済期をすぎてもYは弁済しないため、Xが返済を迫ったがYは借りた覚えはないと言い支払わなかった。

そこでXは保証人Zに対して、保証債務の支払いを求める訴え（以下「XZ間の訴訟」という。）を提起したところ、被告とされたZは、敗訴した場合の求償権を確保するためにYに訴訟告知をした。

(1) Zから訴訟告知を受けたYとしては、借りたのは実はZであって自分は契約の仲介をしただけであると考えている。XZ間の訴訟が係属中である場合に、Yのとるべき手段を論じなさい。

(2) Zから訴訟告知を受けたYとしては、借りたのは実はZであって自分は契約の仲介をしただけであると考えている。XZ間の訴訟が係属している間、YはXZ間の訴訟に関与することなく放置していた。

その後、XZ間の訴訟でXの請求が全部認容され確定したため、ZはYに対して求償の訴えを提起した。この訴訟においてYは、自分は主債務者でない旨の主張をすることができるか。

# [ 国 際 法 ]

第1問 主権国家における外国人の法的地位について述べよ。

第2問 下記の用語の意味について略述せよ。

- ① 日本国憲法 73 条 3 号により国会の承認が必要な 3 つの種類条約
- ② 国際法の双務的性格
- ③ 旗国主義
- ④ 法的確信 (*opinio juris sive necessitatis*)

## [ 租 税 法 ]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。なお、適用法令は、所得税法、法人税法等のいわゆる本法で、政令以下の下位法令、租税特別措置法及び個別法等の減免規定は考慮する必要はない。

[第1問] 日本国内に住所を有する個人Xは、平成25年1月、自己が設立し代表取締役となっているA株式会社に対して、X所有の土地1,100平米のうち150平米を、普通建物の所有を目的として期間50年、賃料は1平米あたり1ヶ月5千円、契約締結に際して賃借人A社は貸貸人Xに対して1平米につき更地価格90万円の90%に当たる金81万円の割合の一時金を支払うものとする賃貸借契約を締結し、同年2月10日、Xは同契約に従ってA社から一時金計12,150万円を受領した。

なお、当該X所有の土地の近隣においてはいわゆる借地権慣行が成立しており、当該慣行によれば、普通建物の借地権割合は更地価格の90%であるものとする。また、A社は、Xと同社の間の賃貸借契約上、貸主たるXの承諾を前提に借主A社が第三者に転貸することが承認されているものとする。

XがA社から借地権設定の対価として受けた上記12,150万円は、Xの確定申告に際して、どのような所得分類に該当すると考えられるか、根拠を示して答えなさい。

[第2問] 日本国内に住所を有する個人Xは、建築設計及びアパート経営を業とする者である。Xが平成元年以前に相続ないし贈与により取得した土地（以下、本件土地）は、取得当時山林であったが、平成15年からXの依頼により、A株式会社が埋め立てに使う目的で土砂を取り除き、平成20年頃にはほぼ平地となった。Xは、平成23年1月以降本件土地にみずから区画を設定し道路や上下水道給排水管、埋設電線等給電施設を敷設した上で、宅地造成工事を完了して引き渡すことを条件に、平成24年中に順次売却又は交換して本件土地のすべてを処分した。

Xの本件関係年の確定申告に際し、Xは当該売却又は交換に際する収入をいかなる所得分類に該当するものとして申告すべきか。該当すると思われる課税年度について、所得分類と、それに該当することの根拠を述べなさい。

なお、本件土地の売却又は交換についてはそれ以前の保有期間を無視すること。本件土地の交換は、所得税法上の交換特例の適用を受けない交換であるとする。



## [ 知的財産法 ]

下記の設問のうち2問を選択して答えなさい。

その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問] インターネット上の著作物の違法流通を阻止又は抑止するための方策についてあなたの考えを3つ述べなさい。

[第2問]

私的領域における複製機器（録音・録画機器、パソコン等）の急速な普及とそれを用いて行われる音楽、映像、文書等の高品質・大量の複製が権利者の利益を害しているといえるかどうか、あなたの考えを述べなさい。

[第3問]

自分が書いた論文に他人の文章を引用して利用する場合、著作権侵害にならないためにはどのような点に注意をして利用する必要があるのか述べなさい。

## [ 社会 保 障 法 ]

下記の設問のうち2問を選択し、解答しなさい。  
その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

### [第1問]

生活保護制度における保護の補足性について、具体例を挙げながら説明しなさい。

### [第2問]

AさんとBさんは同性のカップルとして仲間から祝福され結婚式をあげ35年間一緒に生活していたところ、Aさんが死亡した。Bさんは厚生年金保険法第3条2項（この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。）を見て、遺族厚生年金の支給を請求した。しかし、遺族厚生年金を支給しない旨の裁定を受けたことから、その取消しを求めて訴えを提起したいと考えている。

あなたがAさんの訴訟代理人として訴訟を提起するとした場合、訴訟においてどのような主張を行うか、その主張内容を書きなさい。

### [第3問]

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）が平成26年6月18日に成立し、医療及び介護制度の一体改革が行われた。第一に、本法律の目的及び本改革の主要な改革点を説明しなさい。第二に、本改革について、私見を述べなさい。



